

大阪府立金剛コロニーにかかる指定管理料の算定誤りについて

対象受検機関：福祉部障がい福祉室生活基盤推進課、社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 大阪府立金剛コロニー指定管理契約について 社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団（以下「事業団」という。）は、地方自治法第244条の2第3項及び大阪府立金剛コロニー条例第6条に規定する指定管理者として、府と大阪府立金剛コロニー（以下「コロニー」という。）の施設の管理運営に関する契約（契約期間：平成23年4月1日から平成29年3月31日まで、契約金額：4,797,961,000円（当初）。以下「指定管理契約」という。）を締結している。</p> <p>2 覚書について コロニー内には事業団が受託運営する府立の事業所と事業団立の事業所とが所在していることから、指定管理契約の契約金額の算定に当たり、府と事業団で共通で負担すべき事項を明らかにし、経費負担について定めることを目的に、別途、平成24年4月2日付けの覚書（以下「覚書」という。）を締結している。覚書では、府と事業団が共通で負担する経費を、①法人事務局人件費 ②法人事務局事務費 ③コロニー内の敷地及び建物全体にかかる管理並びに共通設備等の管理にかかる経費の3つとし、①法人事務局人件費について、次のように定めている。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>《覚書 第3条(1)ア（抜粋）》 法人事務局職員の内、地域移行、施設、給食等主にコロニー業務担当職員の人件費は府立で負担する。団立事業所の業務担当職員の人件費は団立で負担する。その他、府立・団立の共通業務担当職員の人件費については、府立事業所と団立事業所の人件費で按分率を算出する。</p> </div> <p>3 平成28年度「府立・団立の共通業務担当職員の人件費」について 覚書に基づき、平成28年度「府立・団立の共通業務担当職員の人件費」が適切に算定されているかを確認したところ、府立・団立の共通業務担当職員の人件費が府立事業所人件費に算入されており、按分率に算定誤りが生じていた。 (正) 20.3% = 府立こんごう福祉センター全体871,310,415円 ÷ 4,296,711,631円（府立事業所全体899,202,510円 + 団立事業所等全体3,397,509,121円） (誤) 22.3% = 府立こんごう福祉センター全体978,011,007円 ÷ 4,403,412,223円（府立事業所全体1,005,903,102円 + 団立事業所等全体3,397,509,121円） (影響額) 按分対象共通業務相当職員の人件費額135,423,592円 × (22.3% - 20.3%) = 2,708,471円</p> <p>4 現在履行中の大阪府立こんごう福祉センター指定管理契約について 事業団と府は、大阪府立こんごう福祉センター（コロニーから名称変更（平成29年4月1日））指定管理契約（契約期間：平成29年4月1日から平成34年3月31日まで、契約金額：1,833,373,000円（当初））を締結している。 当該契約についても、指定管理契約と同様、覚書に基づき指定管理料を算定することとしている。</p>	<p>指定管理料に含まれる人件費のうち、府の事業所と事業団の事業所の共通業務担当職員の人件費については、覚書に基づき、府と事業団の人件費を按分して算定することとなっているが、平成28年度について按分率の算定に誤りがあり、事業団は指定管理料を2,708,471円多く収受している。</p>	<p>事業団は、平成28年度の指定管理料を本来より2,708,471円多く収受していることから、府と協議の上、これを是正されたい。なお、過去においても同様の事態となっていないかを確認し、必要に応じた措置を講じられたい。</p> <p>また、府と事業団は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までを契約期間として大阪府立こんごう福祉センター指定管理契約を締結し、引続き覚書に基づき指定管理料を算定することとしているため、今般の算定誤りの原因について検証の上、再発防止策を講じられたい。</p>

措置の内容

平成23年度以降分の指定管理契約について、府と事業団とで再確認したところ、平成26年度及び27年度において算定誤りがあり、事業団が合計1,895,181円（平成28年度を含む。）多く収受していることが判明したため、平成30年5月末日に府へ返還させた。

今般の算定誤りは、人件費按分率を算定する際、府事業及び団体事業の決算額の振り分けを誤っていたことや、人件費と事務費の区分ルールが明確にされておらず、人件費以外のもの（事務費である福利厚生費の掛金）を人件費としていたことに加え、府及び事業団による組織的なチェックが十分に行われていなかったことにより生じたものである。

平成29年度以降の指定管理契約期間においては、人件費と事業費のルールを明確にするため、関係費用を人件費と事務費に区分した既存資料（本部経理区分内訳）をもとに人件費按分率を算定することとし、府及び事業団それぞれ複数人で根拠資料と照らして確認を行うこととした。

監査（検査）実施年月日（委員：平成29年12月13日、事務局：平成29年11月13日及び同月14日）